

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月31日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第57号

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考	種類	業務内容	対象者	基準	支給額	備考
[略]						[略]					
清掃業務手当	[略]	[略]		[略]		清掃業務手当	[略]	[略]		[略]	
	下水及びし尿処理施設の業務	大宮南部浄化センターの職員		[略]			下水及びし尿処理施設の業務	クリーンセンター 西堀及び大宮南部浄化センターの職員	[略]		[略]
[略]						[略]					
卸売市場及びと畜場業務手当	食肉中央卸売市場又はと畜場の業務	食肉中央卸売市場、 <u>と畜場又は食肉衛生検査所の職員</u>	[略]			卸売市場及びと畜場業務手当	食肉中央卸売市場又はと畜場の業務	食肉中央卸売市場 <u>又はと畜場の職員</u>	[略]		
[略]						[略]					
備考 [略]						備考 [略]					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。